

江府町告示第11号

平成28年 2月16日

江府町長 竹 内 敏 朗

第2回江府町議会臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成28年 2月22日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

- 1 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 2 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 3 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）
- 5 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 6 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 7 平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 8 平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

---

○開会日に応招した議員

三 好 晋 也	竹 茂 幹 根	三 輪 英 男
川 上 富 夫	上 原 二 郎	越 峠 恵美子
長 岡 邦 一	田 中 幹 啓	川 端 雄 勇
森 田 智		

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 第2回 江府町議会臨時会会議録（第1日）

平成28年2月22日（月曜日）

---

### 議事日程

平成28年2月22日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第5号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第9号 平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第10号 平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第11号 平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第12号 平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

---

### 出席議員（10名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	8番 田中幹啓	9番 川端雄勇
10番 森田智		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 加 藤 泉

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	竹 内 敏 朗	副町長 .....	白 石 祐 治
教育長 .....	影 山 久 志	総務総括課長 .....	瀬 島 明 正
消防防災担当課長 .....	川 上 豊	財務担当課長 .....	奥 田 慎 也
人権同和対策担当課長 .....	石 原 由美子	企画情報課長 .....	池 田 健 一
福祉保健課長 .....	川 上 良 文	建設課長 .....	梅 林 茂 樹
農林産業課長 .....	下 垣 吉 正	奥大山まちづくり推進課長	加 藤 邦 樹
教育委員会事務局次長 .....	矢 下 慎 二	会計管理者 .....	森 田 哲 也

---

午前10時16分開会

○議長（川上 富夫君） おはようございます。本日の欠席通告はございません、全員出席であります。

これより、平成28年第2回江府町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上 富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、三好晋也議員、2番、竹茂幹根議員の両名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（川上 富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

## 日程第3 議案第5号 から 日程第5 議案第7号

○議長（川上 富夫君） 日程第3、議案第5号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第5、議案第7号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてまで以上3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） ただ今ご上程をいただきました議案第5号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

本案は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町議会議員の報酬の改正を行うもので、期末手当の月数の引き上げを行うものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものであります。

議案第6号、江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

本案は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、特別職の給与の改正を行うもので、期末手当の月数の引き上げを行うものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものであります。

議案第7号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

本案は、人事院勧告に伴い給与の改正を行うもので、給料表並びに初任給調整手当、勤勉手当、単身赴任手当の改正を行うものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものであります。なお、内容の詳細説明につきましては、主管課長より説明いたさせますので、お聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（川上 富夫君） 続きまして、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

瀬島総括課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。そうしますと、議案第5号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてからご説明させていただきます。議案の方を1枚おはぐりくださいませ。本案は、人事院勧告に伴います国家公務員の一般職職員の給与に関する法律の一部改正に併せまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が平成28年1月26日に公布されたことに伴います、期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。主な内容についてご説明申し上げます。まず第1条でございます。期末手当第5条の支給の規定におきまして、右側改正前の6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には、100分の162.5とございますものを、左側改正後でございますけれども、6月につきましてはそのまま、12月に支給する場合には100分の167.5と100分の5月、0.05月引き上げを行うもので、こちらの規定につきましては平成27年4月から適用するものでございます。続きまして、第2条の改正でございますけれども、右側が改正前6月の100分の147.5、12月の100分の167.5とありますものを、左側改正後につきましては、6月を100分の2.5月引き上げまして、100分の150.0月、それから12月を100分の2.5月こちらの方は引き下げまして、100分の165.0月というふうに年間の支給月数3.15月は据え置きというものでございます。こちらの第2条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして議案第6号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案の方をご覧ください、1枚おはぐりくださいませ。

本案につきましても、人事院勧告に伴います国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正で、こちらが平成28年1月26日に公布されたことに伴います改定でございます。主な内容につきましては、先程の議案第5号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様となりますのでご覧いただければと思います。

そうしますと続きまして議案第7号の方の説明に移らせていただきたいと思います。議案第7号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてご覧いただきたいと思います。1枚おはぐりくださいませ、こちらの方も平成27年の人事院勧告に伴います、一般職職員の給与等について改正を行うもので右側に改正前、左側に改正後の条文を掲げております。主な内容についてご説明を申し上げます。まず第1条の方でございますが、こちらが平成27年4月1日からの適用事項を挙げるものでございます。第3条、給与でございますけれども、こちらが行政職職員それから医療職職員の給料表を定めた条文でございますけれども、改正前の行政職の給料表こちらの方

を議案の6ページから10ページに掲げております。それから改正後の給料表を11ページから15ページまでに掲げておりますので、ご覧いただければと思います。今回の一般職の給料改定につきましては、月例給につきまして平均0.4%の引き上げということになっておりますけれども、若年層つまり若い世代に重点をおいたという背景となっておるところとなっておるところでございます。続きまして医療職の給料表でございますが、こちらが16ページから19ページが改正前、20ページから23ページに改正後の給料表を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。一般職と同様に若年層を重点とした改定となっておりますので、ご覧下さいませ。それから、続きまして1ページの方にお戻りいただきまして、医療職の職員に係る初任給調整手当の改正が第8条の方でございます。第1号の41万2,200円の方、左側41万3,300円、それから第2号、5万300円を改正後5万500円といたすものでございます。1枚おはぐりいただきまして、2ページの方をご覧くださいませ、こちらの1番上に第20条勤勉手当の改正の規定を掲げております。第2項第1号におきまして、右側の改正部分100分の75.0、左側につきましては、6月に支給する場合においては100分の75.0、12月分に支給する場合においては、100分の85.0と12月分のみ0.1月引き上げております。第2号につきまして、再任用職員にかかる改定を同様に行っているものでございます。以上、第1条の規定が平成27年4月1日から適用するものでございます。続きまして、3ページから第2条の規定を掲げておりますが、そちらが平成28年4月1日からの適用となるものでございます。主なものは、まず第11条の2、3ページの中ほどでございますけれども単身赴任手当の関係でございます。第2項におきまして、2万3千円を左側改正後3万円と改訂いたし、1枚おはぐりくださいませ、4ページの方でございますけれども、上の方改正前4万5千円を7万円に改定いたすものでございます。その次に勤勉手当の改定の規定を掲げております。こちらにつきましては、先程の議会議員の期末手当それから非常勤特別職の期末手当と同様に第1条において、一旦12月分のみを引き上げたものを、こちら第2条におきましては6月と12月に均等に割り戻すものでございます。5ページの方に附則を掲げております。施行期日を条例の公布の日といたしまして、第1条につきましては平成27年4月1日から適用、それから第2条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行いたすものでございます。以上条例の一部改正の3点につきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たい提案をいたすものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第5号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第5号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 2番、竹茂議員。

○議員（竹茂 幹根君） 先程の説明で平成28年1月26日の人事院の勧告によって改正提案をされとるわけですが、そうすると最初の1行の文については平成27年4月1日から適用するということが出ていますね。とすれば、この28年1月26日の人事院勧告とは全く関係ないんですね。

○議長（川上 富夫君） いいですか、はい。

○町長（竹内 敏朗君） 1月の国の通ったという人事院勧告が27年4月1日から改正しますと（発言する者あり）法律が通ったのが28年1月ですけど、その中身が平成27年4月1日以降改正ということが謳ってございますから、その通りにしているだけでございます。

○議長（川上 富夫君） 立てって質問してください。

○議員（竹茂 幹根君） そうするなら、1条によって改正後が100分の167.5で改正前が100分の162.5つまり100分の5増になっていますね。それが1年後に同じ人事院勧告の分によってしたとするならば、違うっていうのがちょっと私は1条2条が違うというのはちょっと合点がいかないですね。なぜ違うんですか。その辺を。

○議長（川上 富夫君） もう一度、竹内町長説明を。

○町長（竹内 敏朗君） 1条は平成27年4月1日以降つまり12月の手当てを100分の5、引き上げましょうと。2条は28年の4月1日以降に改正しましょう。それは6月と12月に100分の2.5ずつ調整しましょう。施行日が違いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川上 富夫君） 分かりました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 他にですか、もう一度。立てって質問してください。

○議員（竹茂 幹根君） 平たく言うと人事院勧告において1条と2条の場合がそれぞれ勧告の内容が違うということですね。（発言する者あり）

○議長（川上 富夫君） はい。

○町長（竹内 敏朗君） 附則にはっきりと書いてございますんで、施行日は公布はその日からで

すけども、先程申し上げました27年4月1日のものと28年4月1日のことと勧告がそのようにしてありますので、その通りしております。（発言する者あり）

○議長（川上 富夫君） 質疑については、以上で終わりたいと思います。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第6号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第6号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第7号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第6 議案第8号 から 日程第10 議案第12号

○議長（川上 富夫君） 続いて日程第6、議案第8号、平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）から日程第10、議案第12号、平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）まで以上5議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） ご上程いただきました議案第8号、平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）。

本案は既定の予算額3億7,806万8千円内で組み替えを行い対応いたすものであります。補正いたします主な内容は、人事院勧告に伴います特別職手当9万9千円の増額、議員手当14万円の増額、一般職員につきましては職員手当等4億13万1千円の増額、保育園修繕費46万1千円及び除雪経費1,700万円の増額でございます。歳出につきまして詳細を申し上げます。議会費19万7千円の増額、総務費1億70万6千円の増額、民生費1億37万3千円の増額、衛生費39万1千円の増額、農林水産業費51万6千円の増額、土木費1億713万8千円の増額、教育費51万円の増額、諸支出金2,200万の減額、予備費1億6万9千円の増額でございます。以上により補正予算を編成いたしました。

議案第9号、平成27年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）。

本案は、既定の予算総額2億5,148万6千円内で組み替えを行うものであります。歳出において補正いたします内容は、平成27年度の人事院勧告に伴い職員の人件費を29万5千円増額し、予備費で調整いたしましたものであります。

議案第10号、平成27年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正

予算（第4号）。

本案は既定の予算総額5億8,455万5千円内での組み替えを行うものであります。歳出において補正いたします内容は、平成27年度の人事院勧告に伴い職員の人件費を5万7千円増額し、予備費で調整いたしましたものであります。

議案第11号、平成27年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億2,301万1千円といたすものであります。補正いたします内容は、人事院勧告による人件費の補正であります。歳入につきましては、繰入金10万8千円増額いたすものであります。歳出につきましては、総務費・総務管理費の人件費を10万8千円増額いたすものであります。

議案第12号、平成27年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,735万6千円といたすものであります。補正いたします主な内容は、人事院勧告によります人件費の補正であります。歳入につきましては、繰入金13万1千円増額補正いたすものです。歳出につきましては、総務費・総務管理費の人件費を13万1千円の増額をいたすものであります。以上、一般会計並びに特別会計補正予算5議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。なお、主管課長の詳細説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

これから議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第6、議案第8号、平成27年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）。

議案第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 9 号、平成 27 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 4 号）。

議案第 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8、議案第 10 号、平成 27 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）。

議案第 10 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 10 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 9、議案第 11 号、平成 27 年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号)。

議案第 11 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 11 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10、議案第 12 号、平成 27 年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第 4 号)。

議案第 12 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 12 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(川上 富夫君) 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。  
よって、本臨時会はこれをもって閉会といたします。御苦労さまでした。

午前10時43分閉会

---